別記様式第５号

共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、石巻市発注に係る　石巻市雨水排水施設維持管理業務　（以下「本業務」という。）に関する事業について、受託することを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を石巻市○○町○○番に置く。

　（成立の時期及び解散時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本業務の履行終了後１年を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の期間は、構成員全体の同意を得て、これを延長することができる。

３　企業体が発注者との間で本業務について契約できなかった場合には、企業体は、第１項の規定にかかわらず、発注者である石巻市が本業務について企業体以外の者と契約を締結した日に解散できるものとする。

　（企業体構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は以下のとおりとする。

　代表構成員　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　代表取締役：○○　○○○

　構成員　　　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　代表取締役：○○　○○○

構成員　　　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　代表取締役：○○　○○○

　（代表構成員の権限）

第６条　企業体の代表者は、本業務の受託に関し企業体を代表して次の責任及び権限を有するものとする。

　(1) 本業務の主たる債務者としての履行及び管理責任

(2) 発注者及び監督官庁と折衝する権限

　(3) 代表者の名義をもって見積り、企画提案、契約事務、受注並びに委託料の請求及び受領、財産を管理することに関する権限

(4) その他本業務に関して、必要となる一切の事項を執行する権限

（業務分担）

第７条　各構成員の業務分担は次のとおりとする。

* 業務

* 業務

* 業務

２　前項に規定する代表構成員以外の構成員の業務分担の詳細については、代表構成員と構成員間で締結される個別の契約において定める。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表構成員　○○株式会社　　○○．○パーセント

　　構成員　　　○○株式会社　　○○．○パーセント

　　構成員　　　○○株式会社　　○○．○パーセント

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　共同企業体は、代表構成員及び構成員の全員をもって運営委員会を設け、本業務の遂行内容について協議の上決定し、事業の円滑な遂行に当たるものとする。

　（代表構成員及び構成員の責任）

第１０条　構成員は、本業務に関して企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠にした代表構成員の別口預金口座によって取引するものとする。

　（権利義務の譲渡制限）

第１２条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

　（構成員の脱退に関する措置）

第１３条　構成員は、業務委託の契約が完了する日までは企業体から脱退することができない。ただし、発注者が妥当であると認め、承認した場合はこの限りでない。

２　前項の規定により脱退した構成員がある場合は、代表構成員及び残存構成員が業務委託について、責任をもって完了するものとする。

３　脱退構成員が分担していた業務については、速やかに運営委員会において新たに担当する構成員を決定するとともに、発注者に通知するものとする。

　（構成員の除名）

第１４条　企業体は、構成員のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行等を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してはその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項を準用する。

　（構成員の破産又は解散に関する処置）

第１５条　構成員のいずれかが事業途中において破産又は解散した場合は、第１３条第２項及び第３項を準用する。

　（代表構成員の変更）

第１６条　代表構成員が脱退し、又はその責務を果たせなくなった場合には、従前の代表構成員に代えて、構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のいずれかを代表構成員としなければならない。

２　前項の規定により新たに代表構成員となるものは、本業務の入札公告記２(1)イに示された代表構成員に関する要件を満たさなければならない。

　（解散後の契約不適合責任）

第１７条　当企業体が解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、代表構成員及び構成員は共同してその責に任ずるものとする。

２　第１３条から第１６条までの理由により脱退等した代表構成員及び構成員については、その者が関与した範囲において前項の規定を適用する。

　（協定書に定めのない事項）

第１８条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　○○ほか○社は、上記のとおり○○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に代表構成員及び構成員が記名押印し、各自所持するとともに石巻市へ１通提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体名称：○○○共同企業体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[代表構成員]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役：○○　○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[構成員]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役：○○　○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称：○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役：○○　○○○